

長久手市中央図書館チラシ、ポスター等の設置取扱基準

1 趣旨

この基準は、長久手市中央図書館（以下「図書館」という。）の活動を推進し、公共性のある情報を提供するため、図書館に設置するチラシ、ポスター等（以下「チラシ等」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

2 設置することができるチラシ等

- (1) 市政情報に関するもの
 - ア 市又は教育委員会が実施する事業等
 - イ 市又は教育委員会が主催、共催及び後援等する事業等
 - ウ 市又は教育委員会が委託する事業等
- (2) 各行政機関等の事業又は各行政機関等から依頼のあるもの
- (3) 図書館の活動の推進及び社会教育の振興に資すると認められるもの
- (4) その他図書館として特に必要と判断するもの

3 設置することができないチラシ等

- (1) 長久手市民を対象としていないもの
- (2) 営利を目的としていると認められるもの
- (3) 特定の宗教活動又は政治活動と認められるもの
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (5) 人権侵害及び社会的差別を助長するおそれがあると認められるもの
- (6) 参加料（配布資料代や材料等の実費（少額）を除く。）が有料であるもの
- (7) 暴力団又はこれに類する団体等が関わるもの
- (8) 事業等の目的、内容又は問合せ等が不明確なもの
- (9) 会員等の募集又は勧誘等に関わるもの（参加・申込に係る募集は除く。）
- (10) その他図書館として設置できないと判断するもの

4 チラシ等を設置する期間

事業等を実施する日時又は期間が記載されているチラシ等は、その日時又は期間の終了時までとし、その他のものは、受け取り後1か月間を原則とする。ただし、図書館は必要に応じてその期間を変更することができる。

5 チラシ等を設置する場所等

- (1) チラシ等を設置する場所は、インフォメーションコーナー及び館内掲示板とする。
- (2) チラシ等を設置する場所に余裕がない場合は、2に定める順に優先して設置することを原則とし、事業等の目的及び内容を考慮して図書館が設置するものを決定する。
- (3) 掲載期間が過ぎたチラシ等は図書館で処分する。預かったチラシ等の返却は行わない。

附 則
この基準は、令和4年6月1日から実施する。